

事前合意プロトコル合意書

金沢聖霊総合病院と _____ (保険薬局名) は、院外処方箋における疑義照会の運用について、下記のとおり合意した。なお、運用においては患者が不利益を被らないように十分に説明し、同意を得てから行うものとする。

記

- ① 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について
「院外処方箋における事前合意プロトコル」(別紙)にあげる「合意に基づき疑義照会することなく処方変更を可能とする事例」については、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意が得られたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。
- ② 運用開始について
2022年 月 日から運用を開始する。
- ③ 合意内容の変更について
合意内容の変更については随時行われる。最新の事前合意プロトコルは金沢聖霊総合病院のホームページ等を確認する。その際、事前合意プロトコルの変更時に新たな合意書の締結は行わず、両者から特段の意思表示がない限り、本合意書をもって了承されたものとして取り扱う。
- ④ 合意解除について
合意解除については、必要時に協議を行うこととする。

以上

施設住所・名称・代表者名

年 月 日

住所：〒920-8551 石川県金沢市長町1丁目5番30号

名称：社会福祉法人 聖霊病院 金沢聖霊総合病院

代表者：病院長 宮森 弘年

印

年 月 日

住所：〒

名称：

代表者：

印